

第3期狭山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)

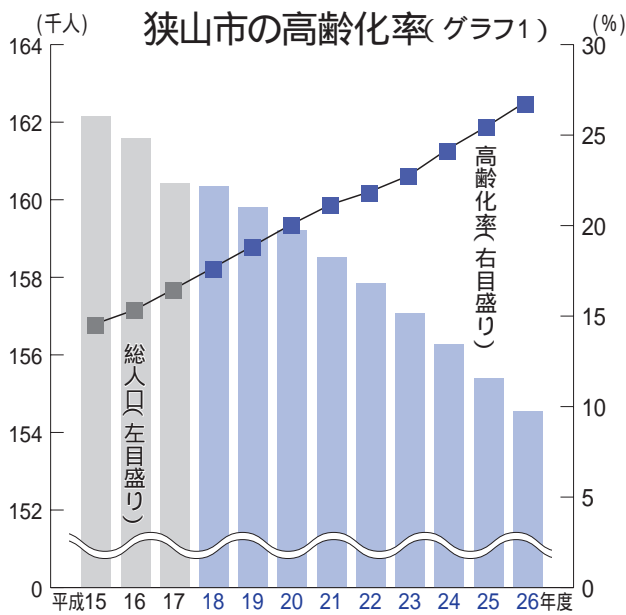
より予防を重視したシステムへ転換

市は、平成18年度から20年度を計画期間とする第3期狭山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定を進めています。この計画は「介護予防」施策の充実のため、高齢者人口の推移や意識調査・介護サービスの利用実績などを基に、3年ごとに見直しを行っているものです。今月はその中でも、介護保険の制度改革と事業計画(案)の概要、そして18年度から20年度まで3年間の65歳以上の方の保険料(試算値)をお知らせします。

急速に進む高齢化 平成20年度には5人に一人が高齢者

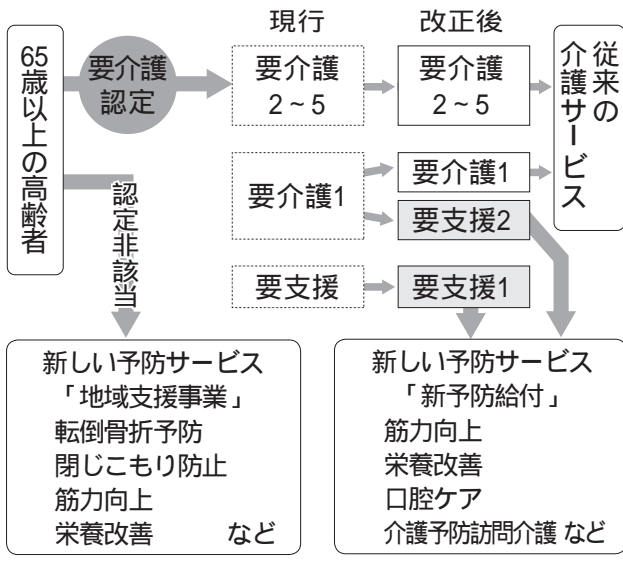
第3期狭山市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、平成27年の高齢者介護施策を見据えた計画の中間段階として、2つの計画が目指す「介護予防」を実現するために、一体的に作成しています。

将来、介護が必要とならない生活が送れるよう、地域と行政が一体となって、介護予防に取り組んでいます / 高齢者健康づくり啓発事業の研修会

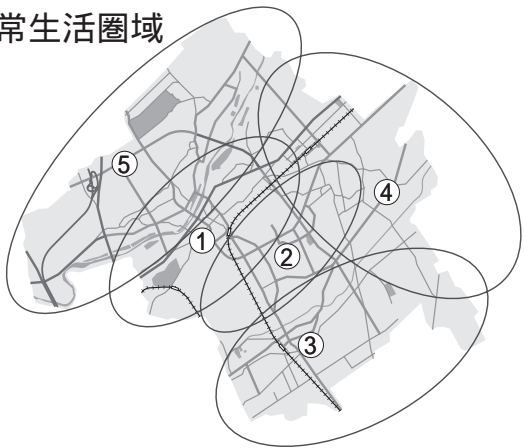


高齢化率を表す指標として、総人口に占める65歳以上の人口が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、25%を超えると超高齢社会と言われています。現在の市の高齢化率は、全国平均と比較すると低いと言えませんが、昭和60年に5.4%だった数値は年々上昇し、15年度に14%を超えて、高齢社会となりました。さらに18年度は16.4%、そして第3期計画の最終年度・20年度には20%、26年度には26.8%になることが予測されています(グラフ1)。

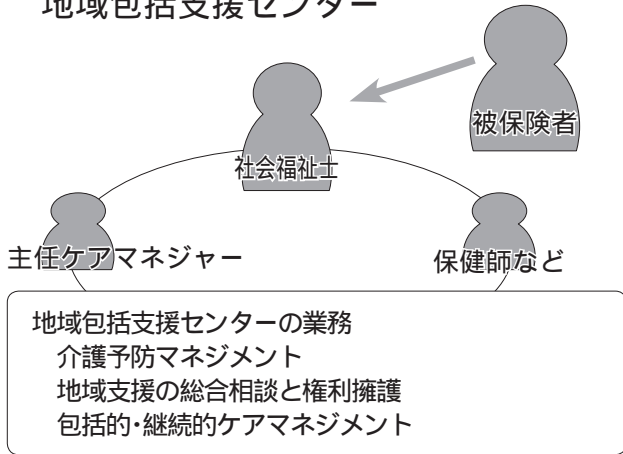
介護予防サービスの流れ



日常生活圏域



地域包括支援センター



■ **施設給付の見直し**

平成12年に発足した介護保険制度は5年が経過し、進むべき方向が見えてきました。今回の国の制度改正は、来たるべく超高齢社会を明るく活力ある社会にするため、「総合的な介護予防システム」を基本的視点として、制度全般で見直しを行っています。

見直しの中で、年金給付と介護保険給付の機能の調整、在宅サービスと介護保険施設サービスの利用者負担の公平性を図るため、17年

介護保険制度はより介護予防を重視

■ **予防給付と地域支援事業を創設**

要介護状態などの軽減が見込まれる軽度の認定者を対象に、予防給付を創設します。また、要支援・要介護になる恐れのある高齢者を対象に効果的な介護予防事業を介護保険制度に新たに位置付けます。

10月から介護保険施設サービス（ショートステイを含む）での居住費、食費が保険給付の対象外になりました。一方で、低所得者の施設利用が困難にならないよう、新たな補足的給付を創設しました。

地域包括支援センターを5地区に設置

■ **特性を生かした「面」整備**

多くの高齢者は、長く生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。そのためには、介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活できるように、地域全体で支える体制が必要です。

第3期計画は、高齢者が住み慣れた身近な地域で生活し続けるための支援を強化するため、従来のような個々の施設を対象とした「点的な整備ではなく、「日常生活圏域」を単位として、地域の特性・

沢、狭山、祇園、入間川地区（を除く）
中央、富士見、狭山台、入間川地番地区
入間地区
堀兼、奥富、新狭山地区
柏原、水富地区

■ 地域包括支援センター

5地区に設置する「地域包括支援センター」では、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などが民生委員との連携等を図りながら、地域での総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、権利擁護に係る相談、ケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなどを担います。

この支援センターは18年度に1か所設置し、残りの4か所は、19年度までに設置します。

多様性を生かした「面的な整備を中心に策定を進めています。

「日常生活圏域」は5区域を設定し、従来のサービスだけでなく、「地域包括支援センター」の設置と身近な地域で柔軟なサービスの提供が可能な「地域密着型サービス」の整備などを行います。

日常生活圏域